

評価基準

評価項目		評価の視点
大項目 (評価基準)	小項目	
入居者の支援サービスを安定的に行う物的及び人的能力を有していること (30点)	・安定した運営基盤を有すること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか ・組織及び執行体制が安定的で、巡回員の派遣を維持することができるか
	・管理運営の実績及び能力があること (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の目的等が高齢者向け改善住宅の設置趣旨と矛盾しないか ・社会福祉事業、高齢福祉に関する活動又は類似施設の管理運営等の実績があるか ・法人に入居者支援サービスを行うための能力・ノウハウがあるか
施設の設定目的を供給公社とともに効果的に実現すること (50点)	・人員の配置が適切であること (12点)	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な知識経験を有する巡回員を適切に配置できるか ・安定的な人材の確保の具体的な見通しがあるか ・職務に必要な資質の向上のための方策を具体的に持っているか
	・関係機関と連携を取り、問題を解決していくこと (8点)	<ul style="list-style-type: none"> ・守山区役所等々の公的機関、いきいき支援センター等の公共的機関と連携・調整できるか (実績を含む) ・自治会、民生委員等と連携し、入居者に最適な方法を取ることができるか (実績を含む) ・住宅供給公社と密接に連絡し、課題を解決していく体制が取れるか
	・きめ細かい入居者対応ができること (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認や緊急対応を迅速かつ効果的に実施できるか ・入居者との意思疎通の手段・方法が具体的か ・入居者が気軽に相談できる体制をとることが可能か ・入居者からの課題等を自ら解決していく姿勢があるか
	・効果的な入居者の交流活動等の支援ができること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・談話室の有効活用を図る企画などを立案し、実行することができるか
	・適切な管理体制となっていること (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・公社との調整や、巡回員間の引継等、適切な執行体制がとれるか ・適切な情報管理体制がとれるか
適切に経費を算定したうえで経費縮減が図られていること (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・経費縮減策が図られているか ・経費の積算は適切になされているか 	
供給公社のパートナーとしての総合的な評価 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・全体としてのバランスがとれた具体的な計画であり、実効性の期待できる内容となっているか ・法人の運営、組織体制、類似事業の実績等から、安定的な事業執行が期待できるか 	
合計 (100点)		

